

第3章 目指すべき将来像と その実現に向けた方向性

1-1 目指すべき将来像

豊かな自然と美しく懐かしい田園風景など、先人が築いてきた環境を守り、また、丹波市らしい環境を創造するため、丹波市環境基本条例の基本理念を踏まえて、丹波市の目指すべき将来像を次のように設定します。

丹波市の目指すべき将来像

『丹波の森と農を活かし、人と自然が共生する源流のまち』

丹波市環境基本計画（第1次計画）では、丹波市の目指すべき将来像として、『丹波の森と農を活かし、人と自然が共生するまち』を定めていました。

これは、「丹波市の基幹産業である農林業を活性化するとともに、農林業を営む場である森林と農地の環境を保全し、良好な環境基盤の下で、そこに住む市民が環境に配慮しながら健康で節度を持った生活を営む」との思いを込めたものでした。

今後、人口が一層減少すると見込まれている中で自然環境を持続的に守り育てていくためには、自然環境を活用した産業や暮らしを創造するなど、地域の活力を生み出しながら自然環境を維持向上させていく仕組みを構築することが増々重要となっています。

このため、今回策定する第2次丹波市環境基本計画においても、第1次計画で定めた『丹波の森と農を活かし、人と自然が共生するまち』の実現に向けた取り組みを行っていきます。

加えて、丹波市は加古川と由良川の源流に位置し、丹波市の環境問題は下流域にも影響を与えること、また、丹波市の個性でもある“源流のまち”を次世代へ継承する必要があることを踏まえ、第1次計画の将来像に“源流の”を加えた丹波市の目指すべき将来像を掲げることとします。

1-2 施策推進の基本的な視点

本計画を効果的に推進するため、常に踏まえるべき共通の考え方として、5つの視点を定めます。

【視点① 健康で安全に暮らせるまちづくりに貢献する】

環境の質の向上により、全ての市民が健康で快適な生活を送り、安全・安心に暮らすことができるまちづくりに貢献します。

【視点② 市の魅力向上と地域産業の発展に貢献する】

環境をキーワードに人が集まり、農林業・商工業などの地域産業に環境の側面から新たな付加価値を加え、ヒト・モノ・カネが循環する地域社会の構築に貢献します。

【視点③ 地域の個性を活かし、豊かな環境資源を次世代へ継承する】

本市の豊かな自然、伝統的な歴史文化、人と人との繋がりを大切にし、豊かな環境資源をより良いものにして次世代に継承します。

【視点④ 参画と協働により環境保全を推進する】

市民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践するとともに、市民・民間団体、自治会、自治協議会・地域団体・市民活動団体、中間支援団体、行政の参画と協働により環境保全の取り組みを推進します。

【視点⑤ 人づくりを推進する】

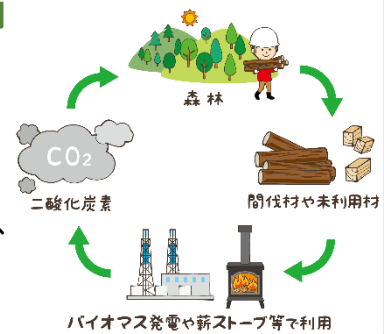
地域の自然や環境を理解し、環境保全への取り組みに向けて自発的に行動する人づくりを推進します。

1-3 基本目標の設定

「丹波市の目指すべき将来像」を実現するために、以下の「基本目標」を定めます。

基本目標 1 “里地里山”の保全・再生と循環利用

森林の多面的な機能を高める森林整備や環境に配慮した農作物づくりなどを通して、自然環境をより安全で豊かなものとしていきます。また、森林整備によって生じる用途のない間伐材をバイオマスエネルギーとして利用することを推進し、新しい環境調和型産業の育成を通して、人・自然・産業・暮らしが循環する“循環型社会”の実現を目標とします。



基本目標 2 資源を大切にするライフスタイルの定着

高度成長期に始まる大量生産・大量消費型の社会システムやライフスタイルが様々な地球規模の環境問題を生じさせていることを踏まえ、日常生活や事業活動等で資源を大切にし、地球環境を保全するライフスタイルや社会システムの確立を目標とします。



基本目標 3 快適で安心して暮らせる環境の保全

身近な環境や景観を安全で適正に保ち、市民はもとより、来訪者が気持ちよく訪れることのできる環境、景観を目指していきます。このために、大気、水質、悪臭など公害の監視や未然防止のほか、景観を向上させていくことにより、自然環境等を活かした地域間交流の推進、移住・定住の促進が実現していくことを目標とします。



基本目標 4 人の輪で育む環境づくり

丹波市の豊かな自然、伝統的な歴史文化を守っていくためには、市民、事業者、行政が一体となり環境に配慮した行動に取り組む必要があります。人と人との繋がりを大切に、豊かな環境資源を次世代に継承していくために、ボランティアの育成支援や環境学習の機会提供などを通して環境に関わる人の輪を大きくすることを目標とします。



生物多様性国家戦略 2012-2020 の地域区分と戦略

生物多様性国家戦略 2012-2020 では、国土を以下の 7 つに区分し、生物多様性の維持向上に向けて必要な取り組みを示しています。

(1) 奥山自然地域	相対的に自然性の高い地域
(2) 里地里山・田園地域 (人工林が優占する地域を含む)	(1) と (3) の間に位置する地域
(3) 都市地域	人間活動が集中する地域
(4) 河川・湿地地域	各地域を結びつける生態系ネットワークの基軸となる水系
(5) 沿岸域	海岸線を挟む陸域及び海域
(6) 海洋域	沿岸域を取り巻く広大な海域
(7) 島嶼 (とうしょ) 地域	沿岸域・海洋域にある島々

基本目標 1 では、上記の分類によるほか、かつての里地里山で行われていた自然への働きかけによる資源の利用と自然の再生に、現代の視点で取り組んでいくことをめざし、「里地里山」の用語を用いました。



1-4 (参考) 基本目標設定までの流れ

丹波市環境基本条例

基本理念（第3条）…環境保全及び創造に関する施策の基本的な事項

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全な社会経済活動が行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷が少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的発展が可能な社会が構築され、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、生態系に配慮しつつ、市域の自然的、歴史的、文化的な条件に応じ環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等を計画の段階から総合的に配慮することにより、豊かな自然環境を保全するとともに住みよい都市を創造し、及び安全で健全かつ快適・文化的な生活を実現することを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、市民の安全で健全かつ快適・文化的な生活を将来にわたって確保する上でも重要な事柄であることから、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において、公平な役割分担の下、積極的に推進されなければならない。



基本方針（第7条）

市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を講じるものとする。

- (1) 環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくり
- (2) 生態系を育くむまちづくり
- (3) 安全で健全かつ快適・文化的な環境のまちづくり
- (4) 地球環境の保全に貢献するまちづくり
- (5) よりよい環境へ市民皆で取り組むまちづくり
- (6) 環境を守り育てる仕組みを確立したまちづくり
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他良好な環境の保全及び創造に資するまちづくり

第2次丹波市環境基本計画

(基本方針に基づいて講じる施策を総合的かつ計画的に進めるためのもの)

丹波市の目指すべき将来像

『丹波の森と農を活かし、人と自然が共生する源流のまち』

視 点（常に踏まえるべき共通の考え方）

【① 健康で安全に暮らせるまちづくりに貢献する】

環境の質の向上により、全ての市民が健康で快適な生活を送り、安全・安心に暮らすことができるまちづくりに貢献します。

【② 市の魅力向上と地域産業の発展に貢献する】

環境をキーワードに人が集まり、農林業・商工業などの地域産業に環境の側面から新たな付加価値を加え、ヒト・モノ・カネが循環する地域社会の構築に貢献します。

【③ 地域の個性を活かし、

豊かな環境資源を次世代へ継承する】

本市の豊かな自然、伝統的な歴史文化、人と人との繋がりを大切に、豊かな環境資源をより良いものにして次世代に継承します。

【④ 参画と協働により環境保全を推進する】

市民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践するとともに、市民・民間団体、自治会、自治協議会・事業者・行政の参画と協働により環境保全の取り組みを推進します。

【⑤ 人づくりを推進する】

地域の自然や環境を理解し、環境保全への取り組みに向けて自発的に行動する人づくりを推進します。

- | | |
|--------|--------------------|
| 基本目標 1 | “里地里山”の保全・再生と循環利用 |
| 基本目標 2 | 資源を大切にするライフスタイルの定着 |
| 基本目標 3 | 快適で安心して暮らせる環境の保全 |
| 基本目標 4 | 人の輪で育む環境づくり |

1-5 環境施策の方向性と施策体系

4つの「基本目標」に沿って、以下の体系で環境施策を展開していきます。基本目標別に、本市が実施する取り組み、実施事項を示します。

